

過誤納還付金の請求及び受領に関する委任状

※ 必ず、記載例を確認の上、A・B・C欄を全て記入してください。

年 月 日

A[委任者(納税義務者)] 記入必須

〒
住所
氏名 (名称) 印
電話番号

下記の過誤納還付金の請求及び受領に関する一切の権限を受任者に委任します。

ただし、過誤納還付金が本状提出後6ヶ月以内に発生しなかった場合は本委任を解除します。

記

B[過誤納金の内容] 記入必須

自動車 登録番号	(課税年度4月1日現在の都内の登録番号)
課税年度	年度
税金の種類	自動車税 ・ 自動車取得税 【該当するものを○で囲んでください。】
発生理由	1 抹消登録 (廃車等) 月 日 2 抹消予定 3 減免 4 二重納付 (領収書 (原本) 添付) 5 その他 () 【該当理由を○で囲んでください。】

C[受任者(過誤納金の受領者)] 記入必須

〒
住所
氏名 (名称)
電話番号

受付印 (事務所)

受付印 (還付管理課)

受付番号 (還付管理課)

御注意

- ① 委任状は、委任者が自署・押印(実印)してください。また、受任者から提出される場合は、印鑑証明書を添付してください。
- ② 一度提出された委任状は理由を問わず返却しません。ただし、委任状に記載・押印等の漏れ・不備があった場合は返却することがあります。
- ③ 抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、抹消登録した日の翌日から3日目(土日・祝日を除く)までに提出してください。
それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。なお、抹消予定として事前提出もできます。
- ④ 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金(都税等)があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納金の徴収金に充当又は委託納付されるため、委任状の受任者に還付されません(充当又は委託納付された結果は受任者宛てに通知されます。))。
- ⑤ 提出先：東京都都税総合事務センター還付第二班【〒176-8526 練馬区豊玉北6-13-10-4F TEL03-5946-6816】(原則郵送)